

令和3年度

瀬戸内市公営企業会計決算審査意見書

瀬戸内市病院事業会計
瀬戸内市水道事業会計
瀬戸内市下水道事業会計

令和4年8月

瀬戸内市監査委員

本意見書は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された令和3年度瀬戸内市病院事業会計決算、令和3年度瀬戸内市水道事業会計決算及び令和3年度瀬戸内市下水道事業会計決算、並びに各証書類、事業報告書、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第23条で定めるその他の書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和4年8月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

同 小 野 田 光

目 次

	ページ
第1 基準に準拠している旨	1
第2 審査の種類	1
第3 審査の対象	1
第4 審査の着眼点及び主な実施内容	1
第5 審査の実施場所及び日程	1
第6 報告等の表現方法	1
第7 審査の結果及び意見	2
1 審査の結果	2
2 意見	2
(1) 各事業会計についての総括意見	2
ア 瀬戸内市病院事業会計	2
イ 瀬戸内市水道事業会計	4
ウ 瀬戸内市下水道事業会計	6
(2) 個別意見	8
ア 各事業会計における経営指標について	8
3 決算の概要	18

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

1 本文及び表中の数値は、原則として、表示単位未満切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。

3 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「－」

「0」、「0.0」

「△」

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年瀬戸内市監査委員告示第2号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方公営企業法第30条第2項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方公営企業法第30条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、令和3年度瀬戸内市病院事業会計、令和3年度瀬戸内市水道事業会計及び令和3年度瀬戸内市下水道事業会計に係る決算（決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、貸借対照表）、並びに証書類、事業報告書、地方公営企業法施行令第23条で定めるその他の書類（キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書）

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された各事業会計の決算、証書類、事業報告書、その他の書類が、関係法令に準拠して作成されているか、計数等が正確であるか、かつ、予算の執行状況は適正であるかについて、関係各部署から提出された決算に係る資料と照合することにより審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：瀬戸内市役所（瀬戸内市邑久町尾張300番地1）

日程：令和4年5月31日から同年8月16日まで

第6 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第7 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算、証書類、事業報告書、その他の書類は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、おおむね適正に表示しているものと認められた。また、予算の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 各事業会計についての総括意見

各事業会計についての総括意見は、次のとおりである。

ア 瀬戸内市病院事業会計

① 意見の背景

令和3年度の病院事業会計の経営成績は、1億95万余円の純利益が出ている。損失のあった令和2年度に比べ、1億923万余円と大きく収入が増大し、黒字へと転換している。

本業の医業収支についてみると、医業収益は、入院収益が5358万余円減少した一方で、外来収益が4587万余円、その他医業収益が1億1543万余円増加するなどしており、医業収益全体では、令和2年度に比べ1億771万余円増加している。医業費用は、給与費が888万余円、経費が2674万余円増加するなどしており、医業費用全体では、令和2年度に比べ1112万余円増加している。結果として、本業である医業損益は1015万余円の損失となっており、令和2年度に比べ9659万余円の改善となっている。

医業損益に医業外収支を加えた経常利益は1億114万余円で、令和2年度に比べ1億530万余円改善し、黒字に転じている。

また、資金について、キャッシュ・フロー計算書をみると、現金及び現金同等物の期末残高は11億5056万余円で、令和2年度に比べ2億2108万余円増加している。

業務実績についてみると、令和2年度と比べ、一日平均入院患者数は5.2人減少し、一日平均外来患者数は4.0人減少し、病床利用率は4.7ポイント低下している。

経営判断の指標として、医業収益の中で職員給与費が占める割合である職員給与費対医業収益比率をみると、平成29年度の64.3%からやや増減はあるものの令和元年度まで上昇傾向にあった後、令和2年度に62.7%と低下し、令和3年度は63.8%と上昇している。なお、ここでの比率は、地方公営企業決算状況調査の算定方法に基づく数値を使用しているため、決算書中の経営指標に関する事項の数値とは一致しない。

② 意見

病院事業においては、令和3年度決算では、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）関連の補助金等が計上されており、その会計処理の影響により、年度間の数値の増減や指標等が今後数年間は単純に比較できない状況となっている。国のコロナ禍への対応方針の変更やこれに伴う補助制度の変更の可能性等、病院経営に影響を及ぼす部分に不確定要素が多く、現段階で今後の経営見通しを立てることが非常に困難である。このため、感染症の拡大防止策を取った上で、コロナ禍以前から実施されていた収益拡大に向けた取り組みを継続・拡張するとともに、今後の病床利用率向上など更なる収益の拡大に向けて、原油価格の高騰による費用増加に伴う経常経費の上昇等、経営状況に影響を与える費用負担の発生源を分析し、経費の削減に取り組むよう努める必要がある。

また、病院は人的サービスが主体となる事業であり、費用中の職員給与費割合が最も高いことから、良好な経営状態を維持するためには、職員給与費をいかに適切なものとするかが重要となる。令和2年度と令和3年度の人件費率を比較すると、給与費は増加したものの、コロナ関係の検査実施数の増加等により収益が増加したこともあり、人件費率が減少した状況となっている。今後、コロナ関係の補助制度の変更等により人件費率が急激に上昇する可能性があるが、コロナ対応で疲弊する職員の労働環境の整備や人材確保の観点から、人件費率の上昇が起きた場合もやみくもに人件費削減のみを行うのではなく、その時点での状況を把握、分析し、医業収益の増加や適正な人材確保及び人員配置等、必要な対策を行うことで職員を確保しつつ、良好な環境で事業が継続できるよう引き続き努力していく必要がある。

なお、令和4年3月の地方公営企業法施行規則（昭和27年政令第403号）の改正により、決算附属書類である事業報告書に、経営の実態を端的に示す経営指標に関する報告を行うこととなっていたが、監査委員が指摘するまで記載されていなかった。

今後の見通しが不透明な情勢であるが、令和4年度についても法令改正等にも気を配りながら、地域の感染症対策の拠点となる市民病院の役割を再認識し、コロナ後の経営を見据え、市民のニーズに応じた地域病院の役割を果たしていくため持続可能な事業経営の実現に向け、感染症対策を含めた一層の経営努力をしていく必要がある。

イ 瀬戸内市水道事業会計

① 意見の背景

令和3年度の水道事業会計の経営成績は、4849万余円の純利益を確保したが、令和2年度と比べて1920万余円の減少となっている。

営業収益についてみると、その大部分を占める給水収益が5703万余円増加したため、営業収益全体では、令和2年度に比べ5640万余円増の7億6677万余円となっている。

営業費用については、その大部分を占める減価償却費が1億1921万余円増加し、4億1930万余円であった。営業費用全体では、令和2年度に比べ1億1915万余円増の8億3746万余円となっている。結果として、営業利益は、令和2年度に比べ6275万余円減の7068万余円の赤字となっている。

また、長期前受金戻入、他会計負担金等の営業外収益は、長期前受金戻入が1229万余円増加し、9988万余円であった。営業外収益全体で、令和2年度に比べ1719万余円の増加となっている。支払利息等の営業外費用は令和2年度に比べ441万余円減少となっている。結果として、経常利益は、4113万余円減の4929万余円となっている。

業務実績についてみると、年間総配水量は5,005,040m³であり、令和2年度に比べ0.35%減少、年間有収水量は3,944,015m³で令和2年度に比べ2.36%減少した。

経営判断の指標として、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である有収率、給水収益等の経常収益で維持管理費等をどの程度賄えているかを判断する指標である経常収支比率、給水収益で給水に係る費用をどの程度賄えているかを表す指標である料金回収率、管路の老朽度合いを示す指標である管路経年化率及び管路の更新ペースや状況を把握する指標である管路更新率を審査した。

有収率は、令和2年度と比べて1.63ポイント低い78.80%となっている。経常収支比率は、平成29年度の121.05%に対し令和3年度は105.64%と下降傾向にある。料金回収率は、平成29年度の119.05%と比べて22.24ポイント低い96.81%となっている。管路経年化率は、平成29年度の15.73%に対し令和3年度は30.86%であり、上昇傾向にある。管路更新率は、平成29年度の1.68%に対し令和3年度は1.32%であり、年度により増減があるものの下降傾向にある。

② 意見

水道事業については、管路経年化率が年々上昇傾向にあり、法定耐用年数を超えた管路延長の割合が多い状況であることから、老朽化した管路が多く管路更新が進んでいな

い傾向にある。多額の費用をかけて福山浄水場を整備したことにより、今後も減価償却費が増大し給水原価が増加していく可能性があることに留意し、管路の耐震性や経過年数による劣化状況などを分析し、管路の戦略的な更新を検討する必要がある。また、高度成長期に布設された水道管が老朽化し、目に見えない箇所での漏水によって有収率が低下していることから、精度の高い漏水調査が実施していけるように漏水調査の方法について検討する必要がある。

上水道は、市民生活に直結したものであり技術の継承をしていくことが大切である。安全で安心な水を供給するために、令和4年3月に改訂した「瀬戸内市水道事業水安全計画」を引き続き実施し、水道水の安全性を一層高めていくことが必要である。

ウ 瀬戸内市下水道事業会計

① 意見の背景

令和3年度の下水道事業会計の経営成績は、7555万余円の純利益となっており、令和2年度と比べると4億6441万余円の改善となっている。

営業収益についてみると、下水道使用料等が744万余円増加、他事業負担金が92万余円増加するなどしており、営業収益全体では、令和2年度と比べ821万余円増の2億5677万余円となっている。

営業費用については、終末処理施設管理費等が増加した一方で、減価償却費が減少したことにより、令和2年度より1351万余円増の10億3536万余円となっている。結果として、営業損益は、令和2年度と比べ529万余円減の7億7858万余円の損失となっている。

また、営業外収益は、10億7590万余円となっており、令和2年度と比べ4億4211万余円の増加となっている。営業外収益の大部分を占めるのは、他会計補助金と長期前受金戻入で、他会計補助金については4億4358万余円の増、長期前受金戻入については160万余円の減となっている。

営業外費用は、2億2176万余円となっており、令和2年度と比べ2759万余円の減少となっている。営業外費用の大部分を占めるのは、支払利息2億384万余円である。

経営判断の指標のうち、当該年度において、経常収益（料金収益や一般会計からの繰入金等の収益）で、経常費用（維持管理費や支払利息等の費用）をどの程度賄えているかを表す指標である経常収支比率をみると、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに健全経営の基準とされる100%を下回っていたが、3年度は100%を上回っている。これは、他会計補助金等一般会計からの繰入金の繰入方法の変更が主な原因であり、一概に下水道事業の経営が改善されたわけではない。

また、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標である経費回収率をみると、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに100%を下回っており、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われている状況となっている。

② 意見

昨年度も述べたが、令和3年度における下水道事業会計は、企業債の利息の支払いが多額となり、事業の負担となっている。このような状況が継続し、管路、施設等が老朽化した場合、一般会計からの繰入金が今後増加することが予想される。特に基準外繰入金

の増加は、市の財政にも大きな負担となっていくこととなる。その対応の一つとして、財源確保のための国の支援の在り方も十分に把握しておく必要がある。

については、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減を検討すべきであると同時に、今後、国の補助制度や使用料収入の増加が見込めるのかなども含め長期的な検討を行いつつ、老朽化する管路、設備等の更新経費に充てる財源の確保等、経営を継続していくための分析を行い、事業を運営していく必要がある。

(2) 個別意見

ア 各事業会計における経営指標について

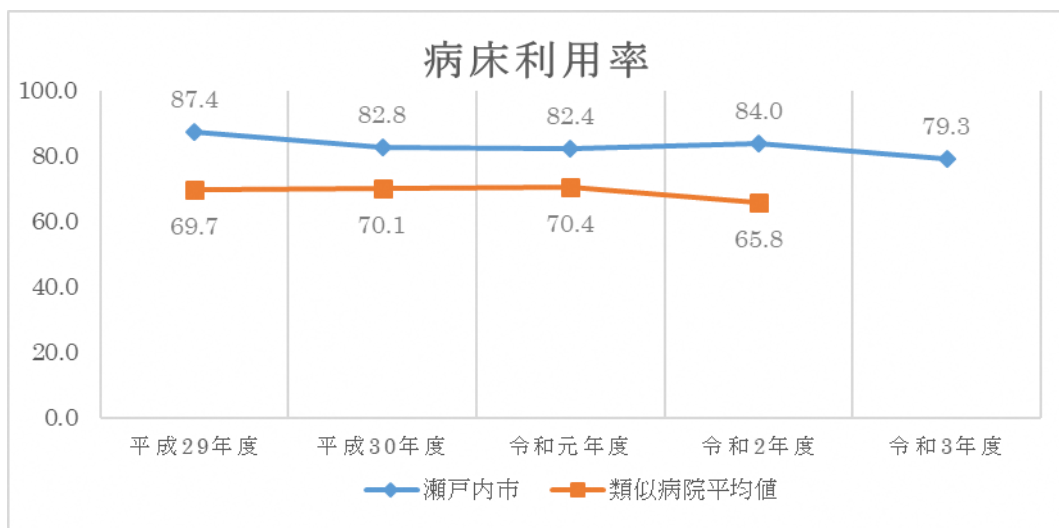
各種の経営指標の中から数個抽出して各事業会計について経営状況の審査を行った。

①瀬戸内市病院事業会計

病院事業会計については、病床利用率と職員給与費対医業収益比率について、過去5年間の推移、総務省が病床区分及びその病床数等により類似と区分した病院（以下「類似病院」という。）の平均値との比較を行った。

病床利用率は、年延入院患者数を年延病床数で除して得た指標であり、病院の施設が有効に活用されているかを判断する指標となる。病床利用率は、おおむね83%前後で推移しており、類似病院の平均値よりも高くなっていたが、今年度は80%を下回り、79.3%となっている。これには、コロナ病床確保のための空床が影響している。（図1参照）

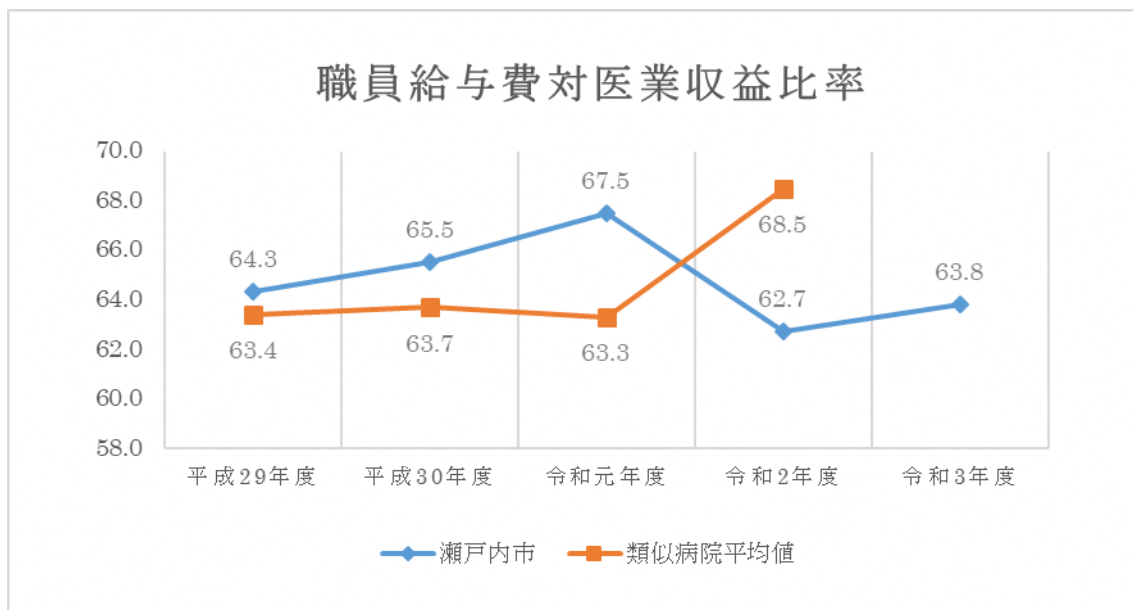
図1 病床利用率の推移



注：類似病院平均値は、総務省経営比較分析表（令和2年度決算）による。なお、令和3年度分の類似病院平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

職員給与費対医業収益比率とは、職員給与費を医業収益で除した指標であり、医業収益の中で職員給与費が占める割合を示す指標である。職員給与費対医業収益比率について過去5年間の推移と類似病院の平均値との比較を見ると、やや増減はあるものの平成29年度の64.3%から令和元年度の67.5%まで上昇傾向にあった。しかし、令和2年度に62.7%と低下した後、令和3年度は63.8%と若干上昇した。類似病院の平均値とは、令和2年度に逆転し、全国平均から約6%弱程度低い状況となっている。（図2参照）

図2 職員給与費対医業収益比率の推移



注：類似病院平均値は、総務省経営比較分析表（令和2年度決算）による。なお、令和3年度分の類似病院平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

病床利用率と職員給与費対医業収益比率を併せてみると、病床利用率は類似病院の平均値よりも高い状況となっているが、職員給与費対医業収益比率は前年度よりも上昇していることから、引き続き診療収入と職員配置等のバランスに注意していく必要がある。

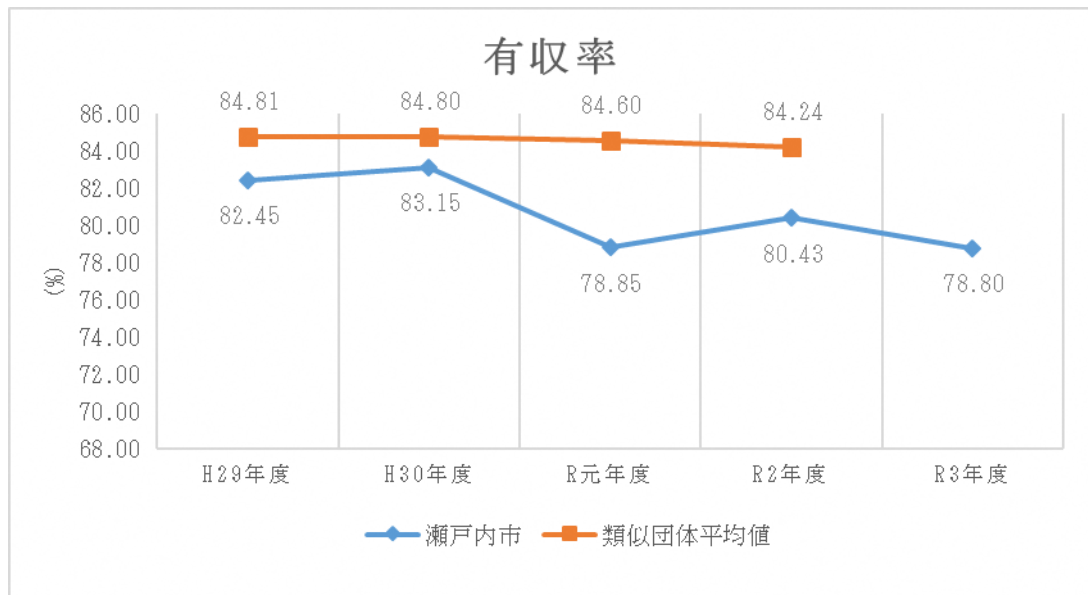
令和2年度以降、コロナの影響により今後の経営見通しを立てることが非常に困難な状況ではあるが、コロナの影響を受けなかった場合の経営状況を可能な限り分析しつつ、コロナ後に向けて適切な病院運営ができるよう引き続き努力していく必要がある。

②瀬戸内市水道事業会計

水道事業会計については、有収率、経常収支比率、料金回収率、管路経年化率及び管路更新率について、過去5年間の推移、総務省が給水人口規模により類似とした団体（以下「類似団体」という。）の平均値との比較を行った。

有収率は、年間総有収水量を年間総配水量で除したものであり、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である。類似団体の平均値よりも低く、年度により増減はあるものの、過去5年間の最高値である平成30年度の83.15%と比べ令和3年度は78.80%と4.35ポイント低下している。（図3参照）

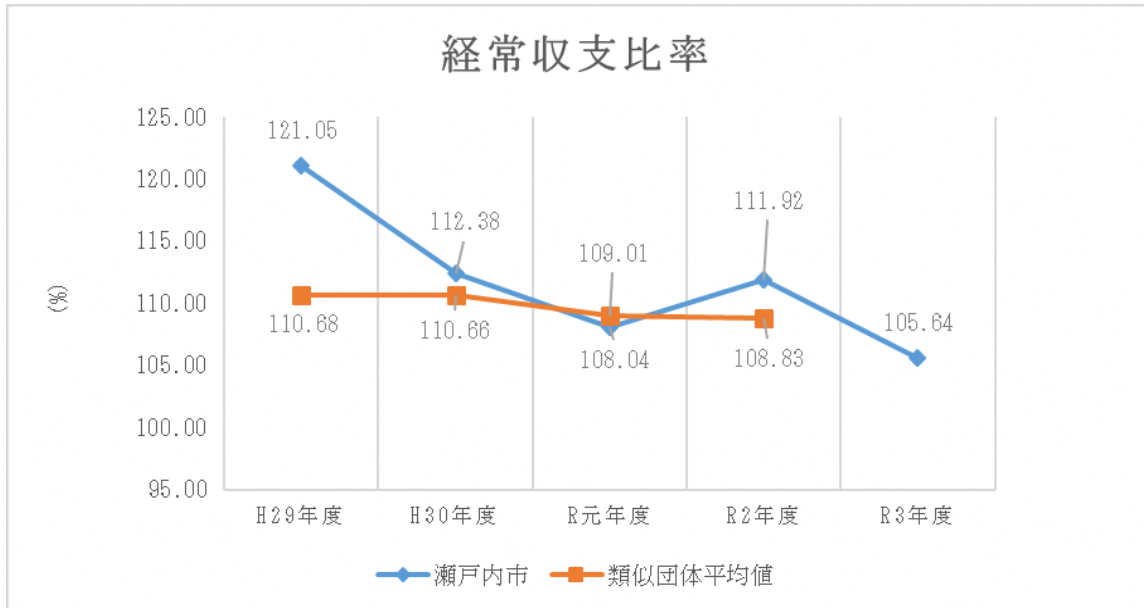
図3 有収率の推移



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和2年度決算）による。なお、令和3年度分の類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

経常収支比率は、経常収益を経常費用で除したものであり、給水収益等の収益で施設等の維持管理費等に係る費用をどの程度賄えているかを示す指標である。類似団体の平均値よりも低く、平成29年度の121.05%に対し令和3年度は105.64%と15.41ポイント低下している。（図4参照）

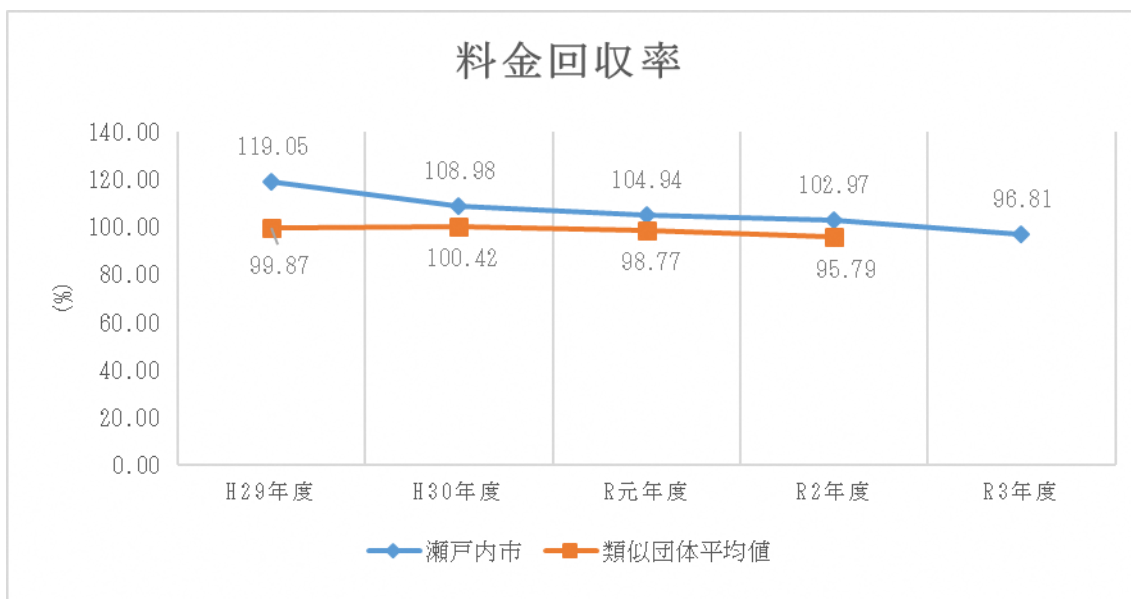
図4 経常収支比率の推移



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和2年度決算）による。なお、令和3年度分の類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

料金回収率は、供給単価を給水原価で除したものであり、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄われているかを示す指標である。類似団体の平均値よりも高いが、令和2年度の102.97%に対し令和3年度は96.81%と6.16ポイント低下している。（図5参照）

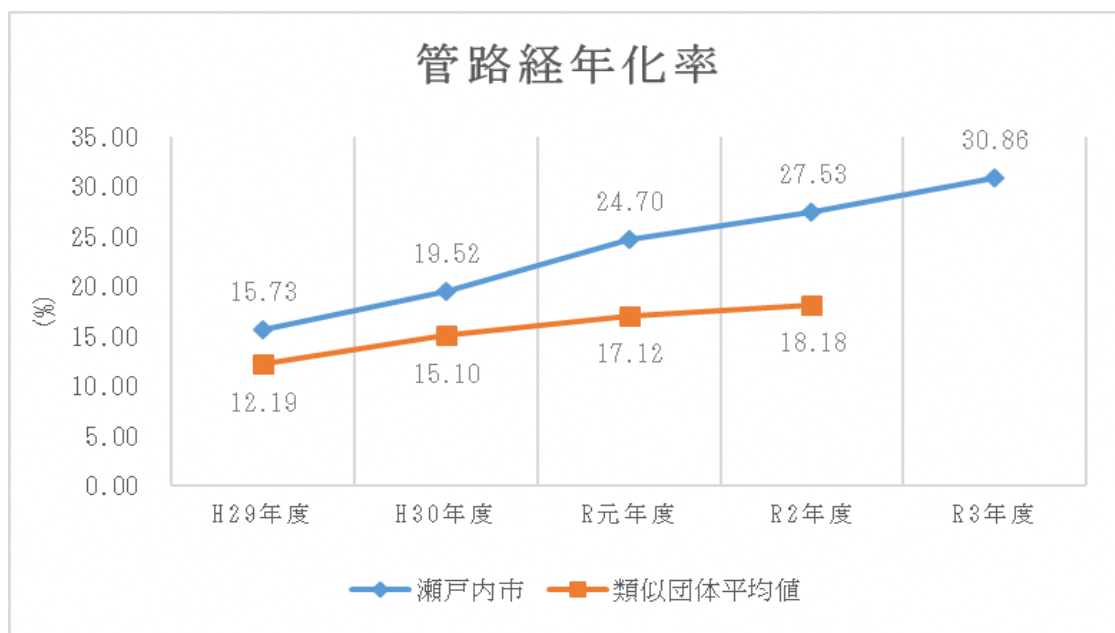
図5 料金回収率の推移



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和2年度決算）による。なお、令和3年度分の類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長を管路延長で除したものであり、管路の老朽度合いを示す指標である。類似団体の平均値よりも高く、平成29年度の15.73%に対し令和3年度は30.86%と上昇傾向にある。（図6参照）

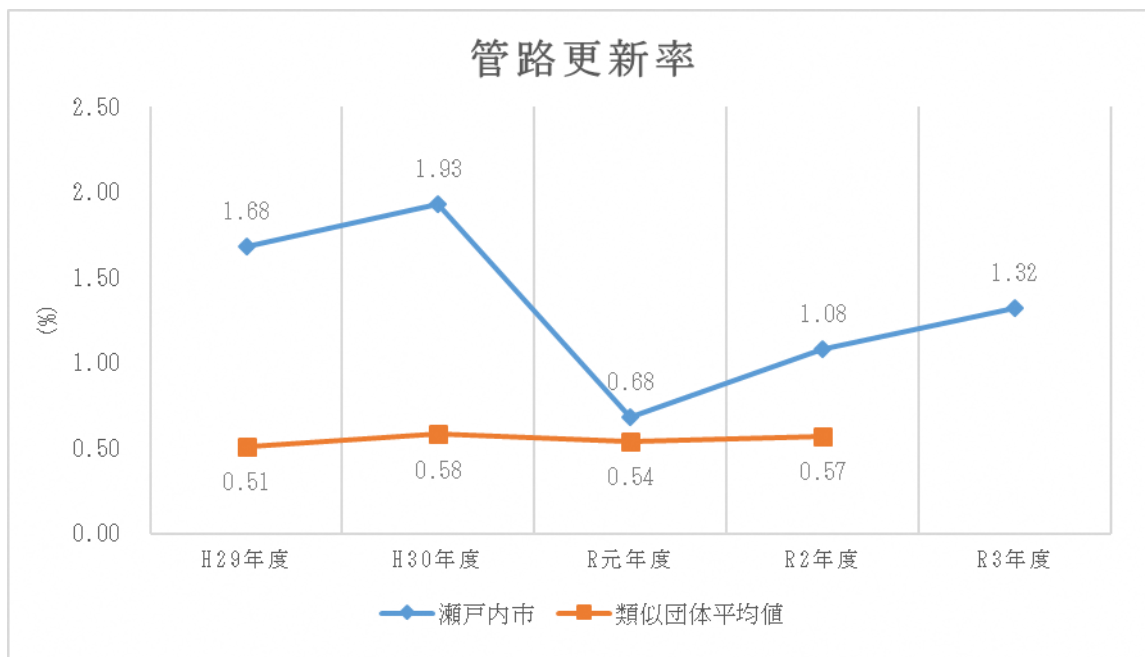
図6 管路経年化率の推移



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和2年度決算）による。なお、令和3年度分の類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

管路更新率は、管路延長に占める当該年度に更新した管路延長の割合であり、管路の更新ペースや状況を把握する指標である。類似団体の平均値よりも高く、年度により増減があるものの過去5年間の最高値である平成30年度の1.93%に対し令和3年度は1.32%と0.61ポイント低下している。（図7参照）

図7 管路更新率の推移



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和2年度決算）による。なお、令和3年度分の類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

有収率、管路経年化率及び管路更新率を併せて分析すると、類似団体の平均よりも老朽化した管路が多く、管路の更新工事も類似団体の平均より多く行っているが、管路経年化率が年々上昇していることから、管路の老朽化により漏水等が発生し有収率が低下している可能性がある。

令和3年度は令和2年度に比べ配水管の漏水修繕件数が増加していたことや、漏水が地表へ出ることなく海へ流出し、漏水の発見が遅れたことにより有収率が低下している。このため、漏水調査による漏水の早期発見・早期修理と老朽化した管路等の計画的な更新を行うなど、経営改善に努めていく必要がある。

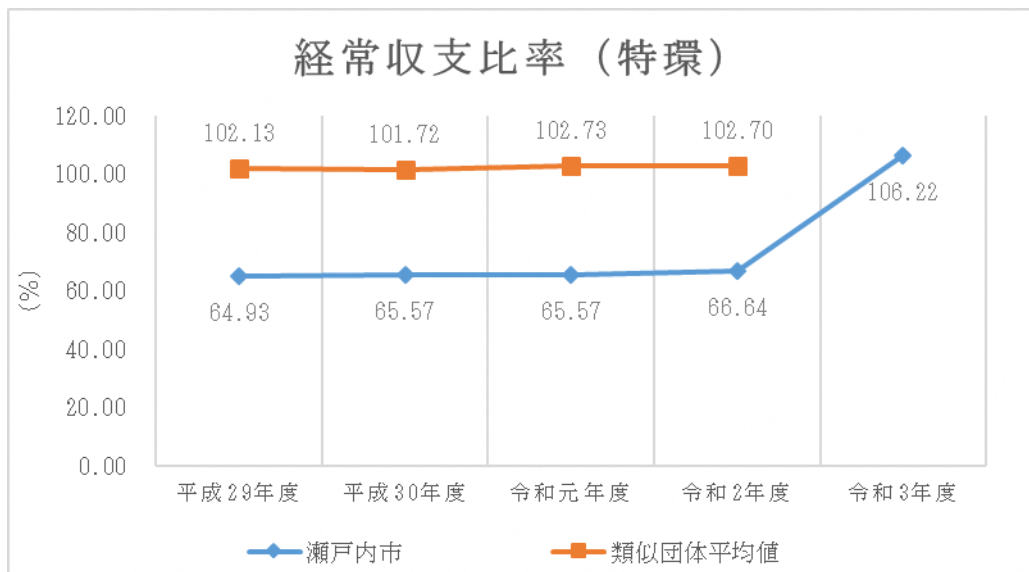
③瀬戸内市下水道事業会計

下水道事業会計については、経常収支比率及び経費回収率について、過去5年間の推移、総務省が供用開始後年数等により類似とした団体（以下「類似団体」という。）の平均値との比較を行った。

経常収支比率は、当該年度において、経常収益（料金収益や一般会計からの繰入金等の収益）で、経常費用（維持管理費や支払利息等の費用）をどの程度賄えているかを表す指標である。

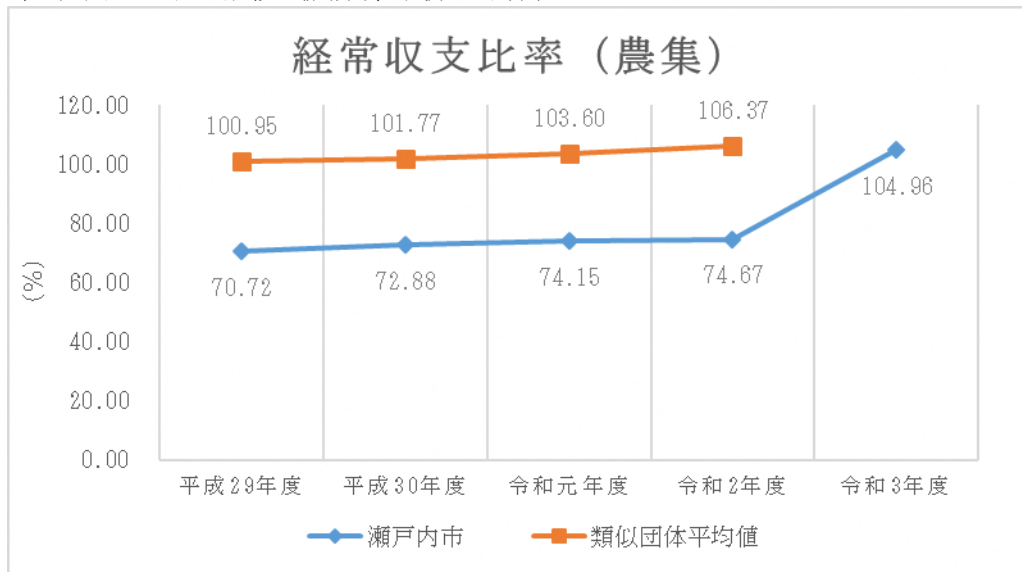
特定環境保全公共下水道事業については、類似団体の平均値よりも低く、おおむね65%前後で推移していたが、令和3年度は106.22%であった。農業集落排水事業については、おおむね70%台前半で推移していたが、令和3年度は104.96%、また、漁業集落排水事業については、年度により増減はあるものの、100%以下で推移していたが、令和3年度は108.75%となっている。いずれも令和3年度については、例年よりも高い比率となっているが、一般会計からの繰入金によるものが数値改善のほとんどの要因となっており、それに依存している状況が続いていると言わざるを得ない。（図8～図10参照）

図8 経常収支比率の推移（特定環境保全公共下水道事業）



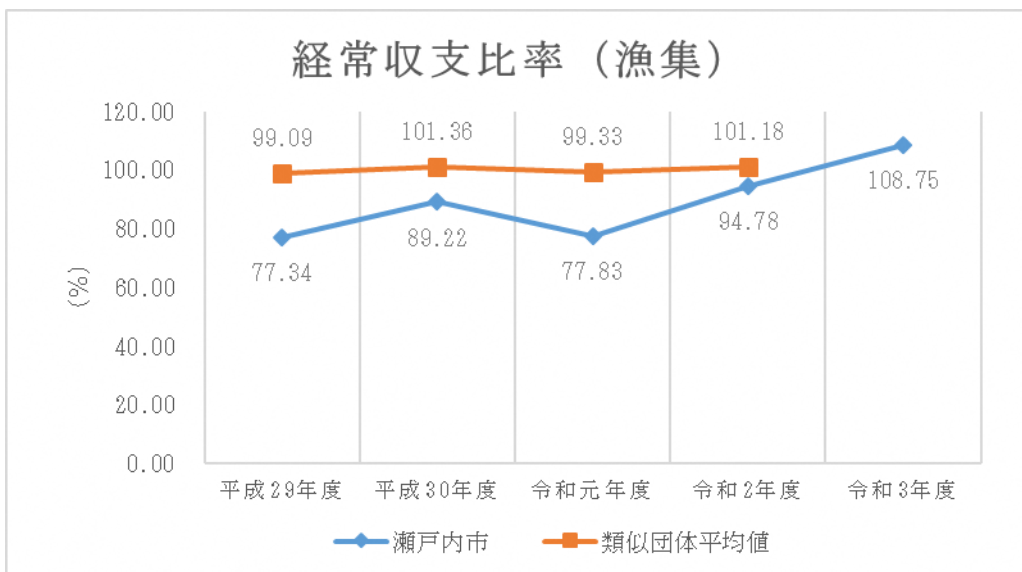
注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和2年度決算）による。なお、令和3年度分の類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

図9 経常収支比率の推移（農業集落排水事業）



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和2年度決算）による。なお、令和3年度分の類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

図10 経常収支比率の推移（漁業集落排水事業）



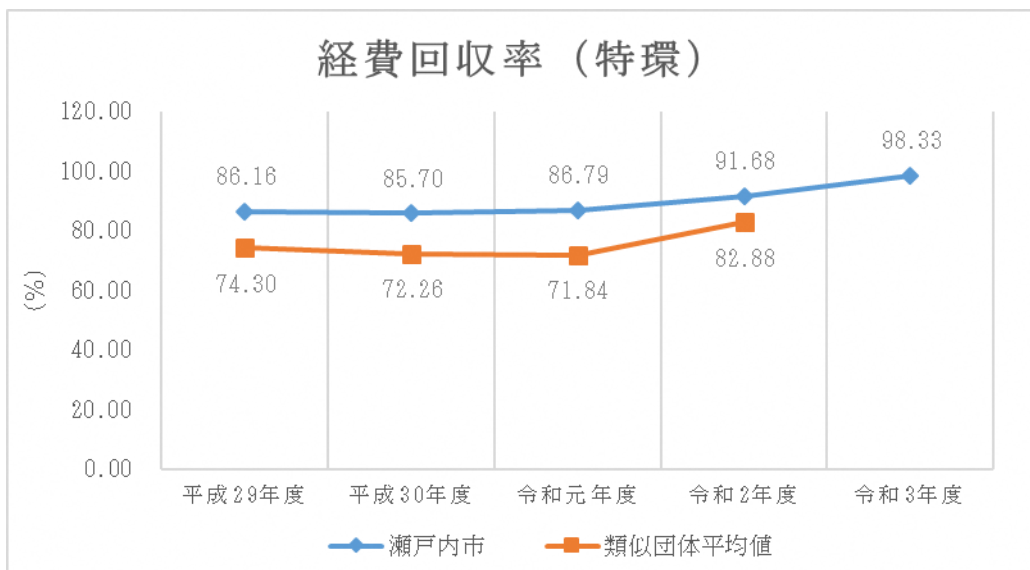
注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和2年度決算）による。なお、令和3年度分の類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

従前の経常収支比率は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに100%を下回っていたが、いずれも令和3年度に100%を上回る率に改善した。これは、経常収益で経常費用を賄えるようになったことを示している。この主な要因は、一般会計からの繰入金によるものであるため、一概に経営改善とは言えない状況にある。

経費回収率は、汚水処理費のうち下水道使用料が占める割合であり、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である。

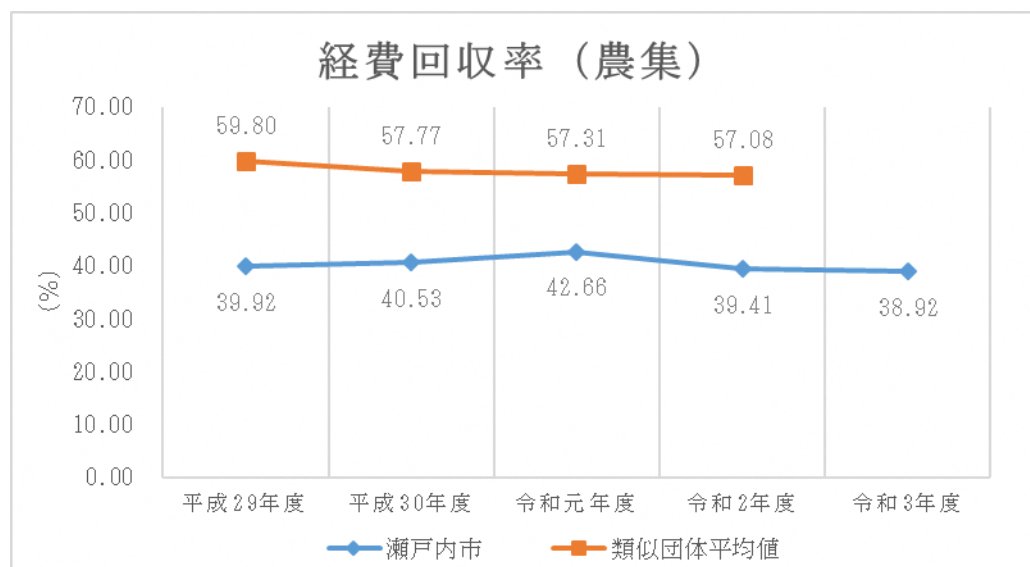
特定環境保全公共下水道事業については、類似団体の平均値よりも高く、令和3年度は98.33%であった。農業集落排水事業については、おおむね40%前後で、また、漁業集落排水事業については、おおむね20%前後で推移しており、類似団体の平均値よりも低い推移となっている。（図11～図13参照）

図11 経費回収率の推移（特定環境保全公共下水道事業）



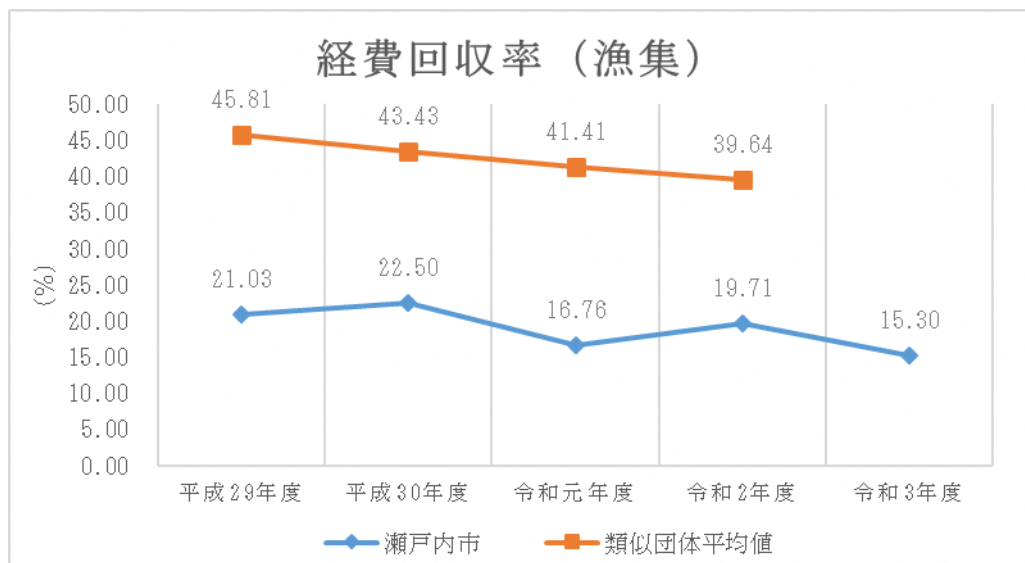
注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和2年度決算）による。なお、令和3年度分の類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

図12 経費回収率の推移（農業集落排水事業）



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和2年度決算）による。なお、令和3年度分の類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

図13 経費回収率の推移（漁業集落排水事業）



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和2年度決算）による。なお、令和3年度分の類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

経費回収率が、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに100%を下回っていることは、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを示している。

3 決算の概要

令和3年度における各事業会計の経営成績は、病院事業会計が1億95万余円の利益、水道事業会計が4849万余円の利益、下水道事業会計が7555万余円の利益である。

また、企業会計3会計全体では、総資産が447億2818万余円で、前年度末と比較すると2億5150万余円増加している。未処理欠損金の額は、22億5591万余円で、前年度末と比べると3501万余円減少している。

なお、その他財政状態等の概要は表1のとおりとなっている。

表1 公営企業会計決算状況一覧

(単位:千円)

	病院事業会計	水道事業会計	下水道事業会計	合計	令和2年度	令和元年度	
経営成績	収益	1,918,816	922,802	1,332,683	4,174,302	3,534,472	3,412,915
	営業収益	1,750,008	766,779	256,774	2,773,562	2,601,223	2,529,328
	営業外収益	166,875	156,023	1,075,908	1,398,806	931,111	883,586
	病児病後児保育収益	1,932	-	-	-	-	-
	費用	1,817,673	873,510	1,257,132	3,948,316	3,837,064	3,889,720
	営業費用	1,760,163	837,465	1,035,364	3,632,992	3,489,200	3,514,316
	減価償却費	170,865	419,302	727,286	1,317,454	1,219,248	1,234,839
	営業外費用	55,651	36,045	221,768	313,465	345,875	375,404
	病児病後児保育費用	1,858	-	-	-	-	-
	営業損益	△ 10,155	△ 70,685	△ 778,589	△ 859,430	△ 887,977	△ 984,987
	経常損益	101,143	49,291	75,550	225,985	△ 302,591	△ 476,805
	特別損益	△ 183	△ 792	-	△ 975	△ 26,838	△ 12,397
純損益 (A)	100,959	48,499	75,550	225,009	△ 329,430	△ 489,202	
財政状態	資産	4,072,762	13,684,782	26,970,641	44,728,185	44,476,678	43,823,257
	有形固定資産	2,493,987	12,332,467	26,285,451	41,111,906	41,105,179	40,604,436
	現金・預金	1,150,563	866,196	530,382	2,547,143	2,315,524	2,168,188
	負債	2,700,843	6,546,461	24,463,070	33,710,375	33,811,777	33,903,446
	企業債	1,963,955	3,400,775	13,906,126	19,270,857	19,302,044	19,484,302
	資本	1,371,918	7,138,320	2,507,570	11,017,810	4,255,539	9,919,811
	資本金	1,884,955	6,650,178	4,413,858	12,948,992	12,596,829	11,458,168
未処分利益剰余金 (△未処理欠損金) (B)	△ 514,111	164,485	△ 1,906,287	△ 2,255,913	△ 2,290,923	△ 2,031,493	
前年度末未処分利益剰余金 (△未処理欠損金) (C)	△ 615,071	305,985	△ 1,981,838	△ 2,290,923	△ 2,031,493	△ 1,552,290	

(注) 1 水道事業会計は、前年度末未処分利益剰余金に次の処分をしたため、B=C+Aとならない。

建設改良積立金の積立 7000万円

未処分利益剰余金を資本金に組入 2億1000万円

減債積立金の取崩 9000万円

2 営業の表記は、病院事業においては、医業と読み替える。